

郡山市食品衛生責任者制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第66条の2第1項別表第17の1の規定による食品衛生責任者の講習会等について必要な事項を定め、食品衛生責任者制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(食品衛生責任者養成講習会)

第2条 食品衛生責任者養成講習会（以下「養成講習会」という。）とは、郡山市食品衛生法施行細則（平成9年郡山規則第57号、以下「規則」という。）第4条第1項に規定する講習会をいう。

2 養成講習会実施機関とは、規則第4条第2項の規定により、養成講習会の実施機関として指定された機関をいう。

3 養成講習会の講習科目及び時間数は、令和2年1月17日付け薬生食監発0117第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知「食品衛生責任者の取扱いについて」のとおりとする。

(1) 食品衛生責任者養成講習会

ア 食品衛生学	2.5 時間
イ 食品衛生法	3 時間
ウ 公衆衛生学	0.5 時間
エ 確認試験	

(食品衛生責任者実務講習会)

第3条 省令別表第17の1のハの(1)に規定する都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保健所長が定期的に食品衛生責任者に対して実施する講習会

(2) 他の都道府県知事等が行う前号の講習会と同等と認める講習会

2 保健所長は、前項第1号の講習会を指定する機関に実施させることができる。

3 (1) 食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）とは、第1項に規定する講習会をいう。

(2) 実務講習会実施機関とは、前項の規定により、実務講習会の実施機関として指定された機関をいう。

4 食品衛生責任者実務講習会

保健所長又は実務講習会実施機関は、次の内容の講習を行うにあたり、食品衛生を取り巻く社会情勢等を勘案し、必要な時間を設定のうえ、実施するものとする。

食品衛生学（食中毒、食品の取扱い、自主的な衛生管理の推進等）

（修了証書等の交付）

第4条 保健所長又は養成講習会実施機関は、食品衛生責任者養成講習会受講修了者に対して修了証書（第1号様式）を交付するものとする。

（台帳への記載等）

第5条 保健所長、養成講習会実施機関又は実務講習会実施機関は、食品衛生責任者養成講習会又は食品衛生責任者実務講習会を実施したときは、受講修了者に係る事項を食品衛生責任者講

習会受講者台帳（第2号様式）に記載するものとする。

（受講証明書の交付）

第6条 食品衛生責任者養成講習会受講修了者が当該修了証書を紛失等したとして、証明書の交付を受けようとする場合は、食品衛生責任者養成講習会受講証明願（第3号様式）に必要事項を記入のうえ、保健所長又は養成講習会実施機関に申請するものとする。

2 前項において、食品衛生責任者養成講習会受講者の氏名に変更が生じた場合、申請者が変更された氏名での受講証明書の交付を希望するときは、氏名変更を証する書類として戸籍謄本又は戸籍抄本等を添付して、食品衛生責任者講習会受講者氏名変更届（第4号様式）を提出するものとする。

3 第1項の申請が養成講習会実施機関に対して行われるときは、養成講習会実施機関は申請者から必要な経費を徴収することができるものとする。

（掲示）

第7条 営業者は、食品衛生責任者を設置し、又は変更したときは、営業所の見やすい箇所に食品衛生責任者である旨及びその氏名の標識を掲示するものとする。

（養成講習会実施機関及び実務講習会実施機関の指定）

第8条 養成講習会実施機関又は実務講習会実施機関（以下「講習会実施機関」という。）の指定は、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるものについて保健所長が行うものとする。

(1) 食品衛生に関する講習会の実施その他食品衛生の向上のための活動実績を有する公益法人又は一般社団法人であること。

(2) 講習会業務を適正かつ円滑に行える経理的基礎及び技術的能力を有する法人であること。

2 指定を受けようとする者は、講習会実施機関指定申請書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添え、講習会を開催しようとする日の2か月前までに、保健所長に申請しなければならないこととする。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 現に行っている食品衛生業務の概要及び実績を記載した書類

(3) 次に掲げる事項を定めた講習会に関する実施計画書

ア 講習会の実施方法

イ 講習会業務を行う場所に関する事項

ウ 講習会業務の実施に要する費用及び受講料に関する事項

エ 講習会開催に関する周知の方法に関する事項

オ その他講習会業務に関し保健所長が必要と認める事項

なお、当該実施計画書の作成にあたっては、保健所長と十分に協議すること。

(4) 講師の氏名及び略歴を記載した書類

3 保健所長は前項に定める書類審査の結果、前2項各号の要件を満たすと認めた法人には、講習会実施機関指定書（第6号様式）を交付する。

（講習会実施機関が行う講習会の実施計画及び履行）

第9条 講習会実施機関は、毎年度、前条第2項第3号に定める実施計画書を策定し、実施しようとする年度の前年度3月15日までに保健所長に提出するものとする。

2 講習会実施機関は、実施計画書に基づき、講習会業務を公正かつ確実に履行しなければならない

ない。

また、実施計画書の内容に変更がある場合は、必要に応じて、事前に、保健所長と協議し、その実施計画書の変更について、保健所長に届け出るものとする。

なお、正当な理由なく、受講の申込を拒否してはならない。

(講習会実施機関の欠格要件)

第10条 次のいずれかに該当する法人は、講習会実施機関の指定を受けることができないものとする。

(1) 第13条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人

(2) 第13条の規定による指定の取り消しを受けた法人の役員で、その取り消しの日から1年を経過しない者が役員となっている法人。ただし、講習会業務を行わない役員及び取り消しの日から30日前の日以前に役員であった者については、この限りではない。

(講習会実施機関の名称等の変更の届出)

第11条 講習会実施機関は、申請内容(第8条第2項第3号に定める実施計画書を除く。)に変更があったときには、講習会実施機関の名称等の変更届(第8号様式)にその事実が確認できる関係書類を添えて、遅滞なく保健所長に届け出るものとする。ただし、法人の名称変更の場合は、当該関係書類に併せて、第8条第3項の規定により交付された指定書を添付するものとする。

2 保健所長は、法人の名称変更の届出を受けたときは、当該講習会実施機関に、変更後の名称を記載した指定書を交付するものとする。

(講習会実施機関が開催する講習会の休廃止)

第12条 講習会実施機関は、講習会業務の休止又は廃止を行う場合は、あらかじめ保健所長と協議し、講習会業務の休止・廃止届出書(第8号様式)により、保健所長に届け出なければならない。なお、廃止の場合は、講習会業務の休止・廃止届出書に指定書を添付するものとする。

(講習会実施機関の指定の取り消し)

第13条 保健所長は、講習会実施機関が次のいずれかに該当し、審査の結果指定の取り消しを行うことが適当と認められた場合には、その指定を取り消すものとする。

(1) 第8条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったと認められたとき

(2) 第10条第2号に規定する欠格要件に該当するに至ったとき

2 前項の規定に基づいて講習会の指定の取り消しを行うときは、講習会実施機関指定取消書(第9号様式)を交付するものとする。

3 講習会実施機関は、前2項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに指定書を保健所長に返納しなければならない。

(講習会実施機関の指定及び指定の取り消しに係る公表)

第14条 保健所長は、第8条の規定による指定又は前条の規定による指定の取り消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

(講習会実施機関が開催する講習会の公表)

第15条 講習会実施機関は、講習会を開催する日の1か月前までに、当該講習会の開催日時及び場所並びに受講料に関する情報を公表しなければならない。

(講習会実施機関が開催する講習会の講師の資格)

第16条 講習会の講師は、食品衛生に関する専門的な知識を有する者でなければならない。

(講習会実施機関が行う講習会業務)

第17条 講習会実施機関は、講習会業務として以下の事務を適正に実施しなければならない。

(1) 次に掲げる帳票を備えておくこと

ア 食品衛生責任者講習会受講者台帳

イ 講習会受講証明書等を発行した旨を記載したもの

(2) 講習会実施後、速やかに食品衛生責任者講習会受講者台帳の写し(実施年月日を記載すること)を保健所長に提出するものとする。

(講習会実施機関が行う講習会の経費)

第18条 講習会実施機関は、教材費、会場費、講師手当、その他必要な経費を受講者から受講料として徴収できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付されている修了証書については、改正後の規定に基づき交付を受けた修了証書とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

第 号

修 了 証 書

年 月 日生

郡山市食品衛生責任者制度運営要綱に基づく食品衛生責任者養成講習会の所定の課程を修了したことを証します。

年 月 日

郡山市保健所長 印
(養成講習会実施機関の長)

第3号様式（第6条関係）

食品衛生責任者養成講習会受講証明願

年 月 日

郡山市保健所長

住所

氏名

電話番号

郡山市食品衛生責任者制度運営要綱の規定により、下記のとおり食品衛生責任者養成講習会の所定の課程を修了していることを証明願います。

記

1 食品衛生責任者の氏名及び生年月日

氏名

生年月日

2 食品衛生責任者養成講習会受講年月日

3 修了証書番号

上記の者は、食品衛生責任者養成講習会の所定の課程を修了していることを証明する。

年 月 日

郡山市保健所長 印
(養成講習会実施機関の長)

年 月 日

食品衛生責任者養成講習会受講者氏名変更届

郡山市保健所長
(養成講習会実施機関の長)

届出者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
電 話 () -

私は、郡山市食品衛生法施行細則第4条第1項に規定される食品衛生責任者養成講習会を受講しましたが、受講した当時と氏名に変更がありましたので、郡山市食品衛生責任者制度運営要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 食品衛生責任者養成講習会受講年月日

3 修了証書番号

4 変更年月日

備考

変更の事実を証する戸籍抄本又は謄本（申請者が外国人であるときは、住民票の写し）等を添付すること

年 月 日

講習会実施機関指定申請書

郡山市保健所長

所在地
申請者
法人の名称
代表者氏名
電話 () -

郡山市食品衛生責任者制度運営要綱第8条第2項の規定に基づき（食品衛生責任者養成講習会・食品衛生責任者実務講習会）実施機関の指定について申請します。

備考

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 現に行っている食品衛生関係業務の概要及び実績を記載した書類
- (3) 次に掲げる事項を定めた講習会に関する実施計画書
 - ア 講習会の実施方法
 - イ 講習会業務を行う場所に関する事項
 - ウ 講習会業務の実施に要する費用及び受講料に関する事項
 - エ 講習会開催に関する周知の方法に関する事項
 - オ その他講習会業務に関し保健所長が必要と認める事項
- (4) 講師の氏名及び略歴を記載した書類

第6号様式（第8条関係）

食品衛生責任者養成講習会・食品衛生責任者実務講習会
実施機関指定書

様

年 月 日付けで申請のあった郡山市食品衛生責任者制度運営要綱第8条第2項の規定に基づき、（食品衛生責任者養成講習会実施機関・食品衛生責任者実務講習会実施機関）の指定について、関係書類等を審査した結果、所定の要件に適合していると認められましたので（食品衛生責任者養成講習会・食品衛生責任者実務講習会）の実施機関として指定します。

年 月 日

郡山市保健所長

印

講習会実施機関の名称等の変更届

郡山市保健所長

所 在 地
届出者
法人の名称
代表者氏名
電 話 () -

郡山市食品衛生責任者制度運営要綱第8条第2項の規定に基づく申請内容に変更があったので、同要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更年月日

備考

- (1) 変更の事実が確認できる書類（登記事項証明書等）
- (2) 指定書（法人の名称に変更があった場合に限る。）

講習会業務の 休止・廃止 届出書

郡山市保健所長

所 在 地
届出者
法人の名称
代表者氏名
電 話 () -

講習会業務の（休止・廃止）をしたいので、郡山市食品衛生責任者制度運営要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止・廃止の理由
- 2 休止・廃止 年月日
- 3 休止期間（休止する場合）

備考

（廃止の場合）
指定書

年 月 日

講習会実施機関 代表者 様

郡山市保健所長 印

講習会実施機関指定取消書

郡山市食品衛生責任者制度運営要綱第13条の規定に基づき、下記の指定を取り消します。

記

- 1 講習会業務を行う法人の所在地
- 2 講習会業務を行う法人の名称
- 3 指定年月日
- 4 講習会の種類
- 5 指定を取り消した理由